

項目	質問No.	ご質問	回答
制度概要	1	今回の嵐山町小規模事業者等応援給付金を実施する目的を教えてください。	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営上の影響を受けている町内中小企業者の事業継続や事業再開に向けた取組を応援することを目的としています。
	2	対象者及び要件を教えてください。	詳しい内容は町ホームページ及び申請の手引きをご覧ください。 (以下、原則) 1. 中小企業者で町内に本社又は本店を有する法人及び主たる事業所を有する個人事業主(フリーランスにあたっては、町内に事務所を有するもの。) ※中小企業者とは? 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定されている中小企業者が該当 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月から申請日前月までの期間で任意の連続する3か月間の平均売上高が影響の出る前にあたる前年又は前々年同期間の平均と比較して減少していること 3. 給付金の支給後も事業活動を継続する意思があること 4. 直近年分の法人は法人税申告、個人は所得税の確定申告を行っていること 5. 町内事業者向けアンケートに協力できる事業者であること
	3	給付金額について教えてください。	(区分に応じた給付上限額) 売上の減少率が20%以上50%未満 10万円 売上の減少率が50%以上70%未満 15万円 売上の減少率が70%以上 25万円 ※対象月の売上高減少額が上限額に満たない場合は、当該金額から1,000円未満の額を切り捨てた減少金額分が給付されます。
	4	対象にならない業種を教えてください。	詳しい内容は町ホームページ及び申請の手引きをご覧ください。 ※不動産収入のみの事業者、不動産所得として申告している事業者及び太陽光発電事業による収入のみの事業者は対象とならないことにご注意ください。
	5	給付金を複数回受けることは可能ですか。	今回の町の給付金は1事業者につき1回までです。 ※複数事業所をお持ちの場合でも、事業所毎の申請はできません。事業所全体での売上で申請してください。 <b>※令和2年度に本給付金を受給されたかたも対象になります。</b>
	6	昨年、国の持続化給付金を受給している場合は、対象となりますか。	第2弾の不給付要件に該当していないので、対象となります。 ※持続化給付金受給者で、国からの給付金の支給が今年に入ってから行われた場合も対象となります。
	7	フリーランスでも申請は可能ですか。	町内に事務所を有しており、確定申告を行っていれば申請は可能です。 (なお、令和3年1月以降の新規開業により税務申告の機会が到来していない場合は開業届の提出が必須です。)
	8	今年の売上高の計算をするにあたって、3か月間の選択は令和3年1月から申請日前月までの期間であれば、どこでも大丈夫ですか。	問題ありません。 令和3年1月から申請日前月までの期間であれば、任意の連続する3か月間を基に減少率、減少額を算出してください。

項目	質問No.	ご質問	回答
制度概要	9	白色申告を行っているのですが、各月の申請額はどのように記載すればよいですか。	確定申告書及び収支内訳書の記載欄は、年間のまとめた事業(売上)収入しか記載しませんので、年間の収入額を12か月で割った金額で計算してください。 ただし、原則は、各月ごとに帳簿をつけることが義務化されており、しっかり帳簿をつけておられる方は、その金額で各月の金額を基にした計算で構いません。その場合は、各月の売上が分かる資料を添付してください。
	10	副業については対象となりますか。	事業として確定申告を行っていれば対象となる可能性があります。 詳細は直接お問合せください。
	11	法人の場合で、町内に事業所を有しているが、町外に法人登記をしている場合は、対象となりますか。	嵐山町内に本社、本店を有していることが条件となりますので、法人登記は町外でも対象となる場合があります。 詳細は直接お問合せください。
	12	個人事業主の場合で、主たる事業所は町内にあるが、住民登録は町外の場合は、対象となりますか。	住民登録が町外であっても、主たる事業所が町内にあれば対象となります。
	13	開業届を提出していなくても対象となりますか。 (開業届の控えを紛失している場合も含む)	対象となります。 但し、令和2年1月以降の開業を除き、確定申告を行っている必要があります。また、事業所の所在地や事業内容等を記載した書類の写しをご提出ください。(なお、令和3年1月以降の新規開業により税務申告の機会が到来していない場合は開業届の提出が必須です。)
	14	嵐山町内で農業を営んでおり、農業所得の確定申告を行っている場合対象となりますか。	農業を主としている場合は、認定農業者又は認定新規就農者であることを条件とし、対象となります。
	15	創業1年未満でも対象になりますか。	対象となる可能性があります。 詳しい内容は町ホームページ及び申請の手引きをご覧ください。 また、あくまでも新型コロナウイルス感染症による減少である必要があります。
	16	不動産収入によって生計を立てている場合は、対象となりますか。	今回の給付金は、不動産収入のみの事業者、不動産所得として申告している事業者は対象とならなりません。
	17	本来は、事業所得として見るべき金額を、雑所得、給与所得で確定申告を行ってしまっていた場合は、対象になりますか。	対象となる可能性があります。 詳細は直接お問合せください。
	18	「埼玉県感染防止対策協力金」を受給していますが、申請は可能ですか。	申請できません。 県が実施する休業・時短営業の要請に伴う協力金等の受給者は対象外となります。 ※換気対策等を含めた補助金の受給者は対象となります。 ※埼玉県感染防止対策協力金は第1期よりどこかいずれでも受給している場合は対象外となります。
	19	国の「月次支援金」の対象となっていますが、本給付金に申請は可能ですか。	本給付金の不給付要件に月次支援金受給者が該当しているため、月次支援金の対象となっている場合は、月次支援金への申請をお願いします。また、月次支援金の受給につき、全部の月で受給していなくても、いずれかの月で受給している場合は対象外となります。 ※一時支援金受給者についても対象外となります。 ※本給付金受給後に、業績悪化等により、月次支援金の対象となる月ができてしまった場合には月次支援金への申請は可能です。その場合に既に受給している給付金の返金は必要ありません。
20	確定申告書の写しは、収受印が必要ですか。	必要となります。 電子申請を行っている場合は、「受信通知」の添付をお願いします。 もし、収受印がない、受信通知もないといった場合には、申告していることが分かる書類であれば他の資料で代替することが可能です。	

項目	質問No.	ご質問	回答
申請から 給付関係	21	申請書はどこに提出すればよいですか。	郵送又は窓口への持参をお願いします。 新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、郵送での申請が望ましいですが、以下窓口で受付を行っております。 【郵送先】 〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1 嵐山町役場 企業支援課 御中 ※(応援給付金申請書在中)と朱書きをお願いします。 【窓口】 嵐山町 企業支援課 嵐山町商工会 ※金融機関などに提出を委任する場合は、委任状の添付をお願いします。
	22	提出した各種資料の返却は可能ですか。	原則、ご提出いただいた資料の返却は行っておりません。 申請書の写しをとるなど、事前に対応をお願いします。
	23	申請書はどこで手に入りますか。	町ホームページよりダウンロードが可能です。 また、嵐山町 企業支援課、嵐山町商工会の窓口でも入手可能です。
	24	郵送で申請する場合の郵送料は申請者負担ですか。	大変申し訳ありませんが、申請者のご負担でお願いします。
	25	申請してから振込みまでどのくらいの期間を要しますか。	申請されたタイミングによりますが、2週間～3週間程度のお時間をいただきます。 手続きの方は迅速に進めさせていただきます。 なお、申請書が届き次第、順次審査し、手続きを進めます。
	26	嵐山町小規模事業者等応援給付金が給付されるかどうかはどのように確認することができますか。	給付が決定された方には、「嵐山町小規模事業者等応援給付金支給決定通知書」を送付させていただきます。
	27	嵐山町小規模事業者等応援給付金は課税の対象になりますか。	本給付金は課税対象になります。 この給付金は、税務上、益金(個人事業主の場合は、総収入金額)に算入されます。 ただし、損金(個人事業主の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。